

(別添2)

令和6年度十和田八幡平国立公園（休屋・休平地区）マスタープラン策定業務の
企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

東北地方環境事務所内に設置する「令和6年度十和田八幡平国立公園（休屋・休平地区）マスタープラン策定業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長	東北地方環境事務所国立公園課	課長
委員	東北地方環境事務所総務課	課長
	東北地方環境事務所国立公園課	課長補佐
	十和田八幡平国立公園管理事務所	所長
	十和田八幡平国立公園管理事務所	国立公園利用企画官
オブザーバー	東北地方環境事務所総務課	課長補佐（会計担当）
	東北地方環境事務所総務課	会計係主査

※オブザーバーは、契約候補者選定の審査のみに立ち会うものとする。

※委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和6年度十和田八幡平国立公園（休屋・休平地区）マスタープラン策定業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添資料2）に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点
・秀	5点	×2	×3
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		

(2) (1)の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を東北地方環境事務所長へ報告し、同所長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。